

## 関係法規

静岡県立美術館の設置、管理及び使用料に関する条例  
(昭和60年12月23日静岡県条例第38号)

改正 平成元年3月29日条例第43号  
平成3年3月19日条例第2号  
平成4年3月25日条例第14号  
平成8年3月28日条例第11号  
平成11年3月19日条例第16号  
平成13年7月24日条例第45号

静岡県立美術館の設置、管理及び使用料に関する条例をここに公布する。

静岡県立美術館の設置、管理及び使用料に関する条例  
(趣旨)

第1条 この条例は、静岡県立美術館の設置、管理及び使用料に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 美術の振興を図り、もって県民の文化の発展に寄与するため、静岡県立美術館(以下「美術館」という。)を静岡市に設置する。

(平3条例2・一部改正)

(観覧料)

第3条 美術館に展示されている美術品を観覧しようとする者は、別表第1に定める額の観覧料を納めなければならない。

(特別観覧)

第4条 知事は、美術館に収蔵されている美術品について学術研究等のために必要があると認めるときは、当該美術品の模写、模造、撮影等(以下「特別観覧」という。)をしようとする者に対して、当該特別観覧を承認することができる。

2 前項の承認には、美術館の管理のために必要な限度において条件を付することができる。

(平3条例2・一部改正)

(特別観覧料)

第5条 特別観覧をしようとする者は、別表第2に定める額の特別観覧料を前納しなければならない。

(使用の承認)

第6条 県民ギャラリー又は講堂(以下「県民ギャラリー等」という。)を使用しようとする者は、知事の承認をうけなければならない。

2 前項の承認には、県民ギャラリー等の管理のために必要な限度において、条件を付することができる。

(平3条例2・一部改正)

(使用の不承認)

第7条 知事は、次の各号の一に該当するときは、県民ギャラリー等の使用を承認しないことができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 管理及び運営上支障があると認めるとき。

(3) その他その使用を不相当と認めるとき。

(平3条例2・一部改正)

(使用の承認の取消し等)

第8条 知事は、第6条第1項の承認を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号の一に該当するときは、その承認を取り消し、又は使用を制限することができる。

(1) 前条各号に掲げる理由が生じたとき。

(2) 第6条第2項の規定により付された条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正の手段により使用の承認を受けたとき。

2 前項の場合において、使用者に損害を生ずることがあっても、県はその賠償の責めを負わない。

(平3条例2・一部改正)

(使用料)

第9条 県民ギャラリー等を使用しようとする者は、別表第3に定める額の使用料を前納しなければならない。

(観覧料等の減免)

第10条 知事は、特別の理由があると認めるときは、観覧料、特別観覧料又は使用料(以下「観覧料等」という。)を減免することができる。

(観覧料等の不還付)

第11条 既納の観覧料等は還付しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(職員)

第12条 美術館に事務職員その他の必要な職員を置く。

(協議会の設置)

第13条 博物館法(昭和26年法律第285号)第20条第1項の規定に基づき、美術館に静岡県立美術館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議会の委員)

第14条 協議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、15人以内とする。

2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(管理の委託)

第15条 美術館の管理は、公共的団体に委託することができる。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。  
(平3条例2・一部改正)

附 則

この条例は、昭和61年1月1日から施行する。ただし、第3条から第16条までの規定は、同年4月1日から施行する。

附 則 (平成元年3月29日条例第43号)

- この条例は、平成元年4月1日から施行する。
- この条例の施行前に承認した静岡県立美術館の使用に係る使用料の額は、改正後の静岡県立美術館の設置、管理及び使用料に関する条例別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成3年3月19日条例第2号)

- この条例は、平成3年4月1日から施行する。
- この条例の施行の際現に改正前の静岡県立美術館の設置、管理及び使用料に関する条例第4条第1項又は第6条第1項の規定により承認を受けている者は、改正後の静岡県立美術館の設置、管理及び使用料に関する条例第4条第1項又は第6条第1項の規定により承認を受けた者とみなす。

附 則 (平成4年3月25日条例第14号)

- この条例は、平成4年4月1日から施行する。
- この条例の施行前に承認した静岡県立美術館の使用に係る使用料の額は、改正後の静岡県立美術館の設置、管理及び使用料に関する条例別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成8年3月28日条例第11号)

- この条例は、平成8年4月1日から施行する。
- この条例の施行前に承認した静岡県立美術館の使用に係る使用料の額は、改正後の静岡県立美術館の設置、管理及び使用料に関する条例別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成11年3月19日条例第16号)

- この条例は、平成11年4月1日から施行する。
- この条例の施行前に承認した静岡県立美術館の使用に係る使用料の額は、改正後の静岡県立美術館の設置、管理及び使用料に関する条例別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成13年7月24日条例第45号)

- この条例は、平成13年10月1日から施行する。

#### 別表第1 (第3条関係)

(1) 常設展示

| 利用区分 | 観 覧 料      |
|------|------------|
| 個 人  | 300円       |
| 団 体  | 1人につき 200円 |

備考 1 個人とは、満15歳以上の者であって、中学校及び高等学校の在学者並びにこれらに準ずる者以外のものをいう。

2 団体とは、20人以上をいう。

3 企画展示と常設展示を併せて観覧する場合の常設展示の観覧料は、減額し、又は無料とすることができる。

(2) 企画展示

1,500円を限度として知事はその都度定める額

#### 別表第2 (第5条関係)

| 利用区分    | 特 別 観 覧 料      |
|---------|----------------|
| 模 写     | 1点1日につき 2,000円 |
| 模 造     | 1点1日につき 2,000円 |
| 撮 影     | 1点1回につき 4,000円 |
| 熟 覧     | 1点1日につき 1,000円 |
| 原 板 使 用 | 1点1回につき 3,000円 |

#### 別表第3 (第9条関係)

(1) 県民ギャラリー

| 利用区分        |          | 使用料           |
|-------------|----------|---------------|
|             |          | 10時から17時30分まで |
| 入場料を徴収する場合  | 県民ギャラリーA | 17,100円       |
|             | 県民ギャラリーB | 12,900円       |
| 入場料を徴収しない場合 | 県民ギャラリーA | 11,400円       |
|             | 県民ギャラリーB | 8,600円        |

(2) 講堂

| 使 用 料         |               |               |
|---------------|---------------|---------------|
| 午 前           | 午 後           | 全 日           |
| 10時から12時30分まで | 13時から17時30分まで | 10時から17時30分まで |
| 8,900円        | 14,250円       | 23,150円       |

一部改正 [平成元年条例43号・4年14号・8年11号・11年16号・13年45号]

静岡県立美術館の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則

(平成3年3月26日静岡県規則第24号)

改正 平成5年3月25日規則第13号

平成6年3月10日規則第5号

平成9年3月28日規則第51号

平成12年3月31日規則第17号

平成13年7月24日規則第59号

静岡県立美術館の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則をここに制定する。

静岡県立美術館の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡県立美術館の設置、管理及び使用料に関する条例(昭和60年静岡県条例第38号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を

定めるものとする。

(開館時間及び休館日)

第2条 静岡県立美術館（以下「美術館」という。）の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、美術館の長（以下「館長」という。）が特に必要と認める場合には、開館時間を変更し、又は休館日に開館し、若しくは休館日以外の日に休館することができる。

(1) 開館時間 午前10時から午後5時30分まで。ただし、入館時間は、午後5時までとする。

(2) 休館日

ア 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日以降の最初の休日でない日。）

イ 12月27日から翌年の1月3日までの日

一部改正 [平成9年規則51号・13年59号]

(観覧手続)

第3条 常設展示又は企画展示を観覧しようとする者は、条例第3条に規定する観覧料を納付し、観覧券の交付を受けなければならない。ただし、館長が認めた団体については、観覧後に観覧料を納めることができる。

(特別観覧手続)

第4条 条例第4条第1項に規定する特別観覧をしようとする者は、あらかじめ、様式第1号による特別観覧承認申請書を館長に提出しなければならない。

2 館長は、特別観覧を承認したときは、特別観覧承認書を当該申請をした者に交付するものとする。

(県民ギャラリー等の使用手続)

第5条 条例第6条第1項に規定する県民ギャラリー等を使用しようとする者は、あらかじめ、様式第2号による県民ギャラリー等使用承認申請書を館長に提出しなければならない。

2 館長は、県民ギャラリー等の使用を承認したときは、県民ギャラリー等使用承認書を当該申請をした者に交付するものとする。

(使用の制限)

第6条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。

- (1) 館内の風紀若しくは秩序を乱し、又は設備を損傷するおそれのある者
- (2) 館内の諸規程に違反し、又は管理運営上支障があると認められる者
- (3) その他館長の指示等に違反した者

(譲渡等の禁止)

第7条 第4条第2項又は第5条第2項の規定による承認を受けた者（以下「使用権利者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復)

第8条 使用権利者は、その使用を終わったときは、速やかに、県民ギャラリー等を原状に復ししなければならない。条例第8条第1項の規定により使用の承認の取消し等の処分を受けたときも、同様とする。

(損害賠償)

第9条 美術館の利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、美術館の施設若しくは設備を損傷し、又は美術品等を亡失し、若しくは損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。

(観覧料等の減免)

第10条 条例第10条の規定による観覧料等の減免は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとし、その減免する額は、当該各号に定める額とする。

- (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が常設展示又は企画展示を観覧する場合 観覧料の全額
- (2) 前号に規定する者が常設展示又は企画展示を観覧するときに現に付き添って介護をしている者（障害者1人につき1人に限る。）が常設展示又は企画展示を観覧する場合 観覧料の全額
- (3) 年齢70歳以上の者が常設展示又は企画展示を観覧する場合 観覧料の全額
- (4) 教育課程に基づく教育活動として常設展示を観覧する児童又は生徒を引率する者が常設展示を観覧する場合 観覧料の全額
- (5) その他館長が特別の理由があると認める場合 館長が別に定める額

2 観覧料等の減免を受けようとする者は、あらかじめ、様式第3号による観覧料等減免申請書を館長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、前項第1号から第3号までに規定する者が常設展示又は企画展示を観覧するときは、この限りでない。

3 館長は、観覧料等の減免を承認したときは、観覧料等減免承認書を当該申請をした者に交付するものとする。

一部改正 [平成5年規則13号・9年51号・12年17号]

(観覧料等の還付)

第11条 条例第11条ただし書の規定による観覧料等の還付は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 観覧者、特別観覧者又は県民ギャラリー等の使用者の責めに帰することができない理由により観覧、特別観覧又は県民ギャラリー等の使用ができなくなったとき。
- (2) その他館長が特別の理由があると認めるとき。

2 観覧料等の還付を受けようとする者は、観覧券又は様式第4号による特別観覧料（使用料）還付申請書を館長に提出しなければならない。ただし、前項第1号に規定する理由に該当する特別観覧料及び県

民ギャラリー等使用料の還付については、この限りでない。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、美術館の管理に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年3月25日規則第13号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年3月10日規則第5号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月28日規則第51号)

この規則は、平成9年4月1日より施行する。

附 則 (平成12年3月31日規則第17号)

1 この規則は、平成12年4月1日より施行する。

2 この規則の施行の際改正前の静岡県立美術館の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則の様式(以下「旧様式」という。)により提出されている申請書は、改正後の静岡県立美術館の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則の相当する様式により提出された申請書とみなす。

3 この規則の施行の際旧様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則 (平成13年7月24日規則第59号)

この規則は、平成13年10月1日から施行する。

様式第1号 (第4条第1項関係)

(用紙 日本工業規格B5縦型)

特別観覧承認申請書

年 月 日

静岡県立美術館長 様

住所

氏名

電話番号

次のとおり特別観覧の承認を受けたいので、申請します。

| 美術品の名称  |                       | 作者名 |   | 点数            |     |
|---------|-----------------------|-----|---|---------------|-----|
| 特別観覧の目的 |                       |     |   |               |     |
| 区 分     | 模写 模造 撮影 熟覧 原板使用      |     |   |               |     |
| 日 時     | 年 月 日 時 から 年 月 日 時 から |     |   | 時 分 から 時 分 まで |     |
| 内 訳     | 模 写                   | 点   | 日 | 円             | 合 計 |
|         | 模 造                   | 点   | 日 | 円             |     |
|         | 撮 影                   | 点   | 日 | 円             |     |
|         | 熟 覧                   | 点   | 日 | 円             |     |
| 原板使用    | 点                     | 日   | 円 |               |     |
| 備 考     |                       |     |   |               |     |

様式第2号 (第5条第1項関係)

(用紙 日本工業規格B5縦型)

県民ギャラリー等使用承認申請書

年 月 日

静岡県立美術館長 様

住所〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕

氏名〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕<sup>㊦</sup>

次のとおり県民ギャラリー等の使用の承認を受けたいので、申請します。

|            |  |   |
|------------|--|---|
| 展覧会、講演会の名称 |  |   |
| 展覧会、講演等の内容 |  |   |
| 使 用 区 分    | 県民ギャラリー (A・B) 講堂                         |   |
| 使 用 期 間    | 年 月 日 ( ) 時 分から<br>年 月 日 ( ) 時 分まで<br>日間 |   |
| 入場料等の徴収の有無 | 有・無                                      | 円 |
| 主 催 者 名    |  |   |
| 連絡責任者及び電話  |  |   |
| 後 援 者 名    |  |   |

(注) 展覧会、講演等の詳細な内容を記載した書類を添えてください。

様式第3号 (第10条第2項関係)

(用紙 日本工業規格B5縦型)

観覧料等減免申請書

年 月 日

静岡県立美術館長 様

住所〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕

氏名〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕<sup>㊦</sup>

次のとおり観覧料等の減免の承認を受けたいので、申請します。

| 減 免 申 請 の 区 分        | 観覧料                                | 特別観覧料 | 使用料 |
|----------------------|------------------------------------|-------|-----|
| 申 請 の 理 由            |                                    |       |     |
| 日 時                  | 年 月 日 ( ) 時 分から<br>年 月 日 ( ) 時 分まで |       |     |
| 観 覧 人 員              | 人                                  |       |     |
| 県民ギャラリー等使用の場合、推定入場人員 | 人                                  |       |     |
| 責 任 者 氏 名            |                                    |       |     |
| 責 任 者 電 話 番 号        |                                    |       |     |
| 観 覧 料 等              | 円                                  |       |     |
| 減 免 申 請 額            | 円                                  |       |     |

様式第4号（第11条第2項関係）

（用紙日本工業規格B5縦型）

特別観覧料 還付申請書  
使用料

年 月 日

静岡県立美術館長 様

住所〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕

氏名〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕<sup>㊞</sup>

特別観覧料 使用料  
次のとおり 還付を受けたいので、申請します。

|                    |   |
|--------------------|---|
| 特別観覧承認書等の年月日及び文書番号 |   |
| 還付を受けようとする理由       |   |
| 還付を受けようとする金額       | 円 |

（静岡県立美術館の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則第10条の表中に掲げる特別の理由及び別に定める額の範囲について）

静岡県立美術館の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則（平成3年静岡県規則第24号）第10条の表中「その他館長が特別の理由があると認めるとき。」は、次の表の左欄に該当する場合とし、同条の表中「減免する額」は、次の表の右欄に掲げる額とする。

| 観覧料等を減免する場合  | 減免する額          |
|--|----------------|
| 大学等の教員、美術館等の学芸員及びその他の研究者が学術研究のために特別観覧するとき。           | 特別観覧料の全額       |
| 小学校、中学校、高等学校及び特殊教育諸学校の教諭が教科研究のために特別観覧するとき。           | 特別観覧料の全額       |
| 新聞社及び出版社等が掲載する記事のために特別観覧する場合であって、美術館の宣伝に役立つと認められるとき。 | 特別観覧料の全額       |
| 静岡県立美術館と実質共催で事業を行うために県民ギャラリー等を使用するとき。                | 使用料の全額         |
| 静岡県立美術館と名義共催で事業を行うために県民ギャラリー等を使用するとき。                | 使用料の2分の1に相当する額 |
| その他館長が特別の理由があるものと認めるとき。                              | 館長が別に定める額      |

附 則

この規程は、平成3年4月1日より施行する。

静岡県立美術館県民ギャラリー利用規程

（目的）

第1条 静岡県立美術館の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則（平成3年静岡県規則第24号）第5条及び第12条に基づき、県民ギャラリーの管理を適正に行うため、次のとおりこの規程を定める。

（利用範囲）

第2条 県民ギャラリーは、美術に関する展覧会を開催する場合に利用できる。

2 美術に関する展覧会であっても、収益を目的とする場合は利用できない。

（使用期間）

第3条 使用期間は、原則として1週間（月曜日13時～翌週月曜日12時30分）を単位とし、引き続き使用する場合は最大4週間とする。

2 使用期間は、搬出入を含めて10時より17時30分までとする。

（申込期間）

第4条 申込期間は次のとおりとする。

| 使用希望期間  | 申 込 期 間        |
|---------|----------------|
| 1月～3月   | 前年6月1日～6月15日   |
| 4月～6月   | 前年9月1日～9月15日   |
| 7月～9月   | 前年12月1日～12月15日 |
| 10月～12月 | 3月1日～3月15日     |

（申込方法）

第5条 使用しようとする者は、あらかじめ県民ギャラリー等使用承認申請書に必要書類を添付して、美術館に提出しなければならない。

（設備取り付け等）

第6条 使用者が、施設に特別の設備を取り付け、又は、備え付け以外の備品を使用する場合は、許可を必要とする。

（物品等の販売）

第7条 物品の販売を行うときは、あらかじめ館長の許可を必要とする。

2 展示品の販売は、一切許可しない。

（展示品等の管理）

第8条 使用期間中の展示品等の管理については、主催者が責任を持って行うものとする。

（原状回復義務）

第9条 搬出時には搬入した作品をすべて搬出すると共に、施設等を現状に復し、美術館職員の点検を受けなければならない。残留された物品等に関しては、美術館は一切責任を負わない。

（職員の立ち入り）

第10条 管理上必要があると認めるときは、美術館職員が貸し出し施設に立ち入ることができる。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

## 美術館における写真撮影等許可基準

美術館の内外を利用して行う写真撮影、ビデオ撮映、フィルム撮映（以下「撮影等」という。）における許可基準を次のとおり定める。

第1条 撮影等が美術館の広報を目的とする場合及び報道機関による取材の場合は、管理上支障のない限り許可するものとする。

第2条 撮影等が商業宣伝目的をもつものについては原則として許可しないものとする。ただし、次の条件を満たすもの又は館長が特別の理由があるものと認めるものについては、許可することができる。

- 1 宣伝媒体が美術館の品位を損なうものでないこと。
- 2 商品等宣伝目的が美術館の品位を損なうものでないこと。
- 3 来館者及び第三者等に不快感を与えるものでないこと。
- 4 美術館内の撮影等でないこと。

第3条 前2条により許可されたものは、次の事項を遵守しなければならない。

- 1 管理上支障のない時間及び場所で美術館職員立ち合いのもとで行うこと。
- 2 美術館職員の指示に従うこと。
- 3 撮影等により第三者及び美術館に損害を与えた場合その損害を弁済しなければならない。
- 4 宣伝媒体が新聞雑誌等である場合掲載誌等を一部提出すること。
- 5 宣伝媒体がテレビの場合放送日、放送時間を事前に知らせ放送物をダビングし提出すること。
- 6 掲載紙面及びテレビ放送等において静岡県立美術館で撮影等を行ったことを明確にすること。

第4条 第2条の撮影等を行おうとする者は撮影等許可申請書（別記様式）を提出しなければならない。

## 静岡県立美術館専門委員設置要綱

### （設置）

第1条 静岡県立美術館（以下「美術館」という。）の美術品収集等専門的事項を適切に処理するため、美術館に静岡県立美術館専門委員（以下「委員」という。）を置く。

### （職務）

第2条 委員は次に掲げる事項について意見を述べる。

- (1) 美術品の選定に関する事。
- (2) その他美術に関する専門的事項に関する事。

### （組織）

第3条 委員は6名以内とする。

- 2 特別の事項を調査する必要があるときは、美術館長は臨時委員を委嘱することができる。
- 3 美術品の選定については、物件ごとに3人以上の委員又は臨時委員とする。

### （委嘱）

第4条 委員及び臨時委員は美術に関する専門的知識を有する者の中から美術館長が委嘱する。

### （任期）

第5条 委員の任期は2年とする。

- 2 委員は再任することができる。
- 3 臨時委員は当該特別事項の調査が終了したときは退任するものとする。

### （委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員に関し必要な事項は、美術館長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、昭和61年10月1日から施行する。

- 2 静岡県立美術館顧問設置要綱（昭和57年9月1日施行）及び静岡県立美術館資料選定委員設置要綱（昭和57年9月1日施行）は廃止する。

## 静岡県立美術館資料評価委員会要綱

### （設置）

第1条 静岡県立美術館に収蔵する資料を適正に評価するため、静岡県立美術館に資料評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### （組織）

第2条 委員会は、委員6人で組織する。

- 2 委員会は、別表にある者をもってこれに充てる。
- 3 委員会に、会長及び副会長を置く。
- 4 会長には生活・文化部長、副会長には文化振興総室長をもってこれに充てる。
- 5 会長は、会務を総理する。
- 6 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代理する。

### （会議）

第3条 委員会は、会長が招集する。

### （専門評価員）

第4条 委員会に、専門評価員を置く。

- 2 専門評価員は、美術館長がこれを委嘱する。
- 3 専門評価員は、物件ごとに3人以上とする。
- 4 専門評価員は、会長の求めに応じて個々に独立して物件の価格評価を行い、評価の結果を会長に報告するものとする。
- 5 専門評価員は、静岡県立美術館の専門委員を兼ねることができない。
- 6 専門評価員は、任務が終了したときは解嘱されるものとする。

### （庶務）

第5条 委員会に関する庶務は、静岡県立美術館において行う。

### （その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営

に関し 必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は平成3年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成10年4月1日から施行する。

附 則

この改正は平成11年4月1日から施行する。

附 則

この改正は平成12年4月1日から施行する。

附 則

この改正は平成13年4月1日から施行する。

別表

|   |
|---|
| 生活・文化部長 文化振興総室長 生活文化管理室長<br>文化政策室長 文化政策室参事 美術館副館長 |
|---|

静岡県立美術館協議会設置要綱

静岡県立美術館協議会設置要綱をここに制定する。

静岡県立美術館協議会設置要綱

(設置)

第1条 静岡県立美術館の運営を円滑に進めるため、美術館の運営に関し館長の諮問に必ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関として、静岡県立美術館協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議会の委員)

第2条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者の中から、知事が任命する。

2 委員の定数は、15人以内とする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、その委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(協議会の会長等)

第3条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 会長及び副会長とともに事故があるとき、又は会長及び副会長がともに欠けたときは、あらかじめ会長が指定した委員がその職務を代理する。

(協議会の会議)

第4条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(協議会の庶務)

第5条 協議会の庶務は、美術館において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会において定める。

附 則

1 この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

2 第2条第1項の規定にかかわらず、この要綱施行の際現に県立美術館の設置、管理及び使用料に関する条例(昭和60年12月23日条例第38号)第13条に規定する静岡県立美術館協議会の委員に任命されている者は、協議会の委員に任命されたものとみなす。

3 前項の規定により協議会の委員に任命されたものとみなされた者の任期は、平成4年7月31日までとする。

## 組織・名簿

### 事務分掌

#### 総務課

- (1) 職員の人事及び服務に関すること
- (2) 職員の福利厚生及び保健に関すること
- (3) 文書の收受発送に関すること
- (4) 公印の管守及び機密に関すること
- (5) 予算・決算その他会計事務に関すること
- (6) 美術品及び物品の購入に関すること
- (7) 財産及び物品の管理に関すること
- (8) 美術館協議会に関すること
- (9) 他課の所管に属さないこと

#### 学芸課

- (1) 美術品及び美術に関する資料の収集、保管及び展示に関すること
- (2) 展覧会の企画及び開催に関すること
- (3) 美術品及び美術に関する資料の利用についての指導助言に関すること
- (4) 美術に関する専門的、技術的な調査研究に関すること
- (5) 美術に関する普及及び創作活動の指導助言に関すること
- (6) 美術に関する講演会及び講習会等の開催に関すること
- (7) 前各号に掲げるもののほか、美術に関する専門的事項に関すること

|     | 館長 | 副館長 | 総務課 | 学芸課 | 計   |
|-----|----|-----|-----|-----|-----|
| 常勤  |    | 1人  | 8人  | 10人 | 19人 |
| 非常勤 | 1人 |     | 19人 | 2人  | 22人 |

#### 美術館協議会

|       |                 |
|-------|-----------------|
| 西条光洋  | 県校長会会長          |
| 遠藤亮平  | 県高等学校校長協会会長     |
| 岡本肇   | 県私学協会会長         |
| 朝比奈陽子 | 静岡市宮竹小学校教頭      |
| 松浦國男  | 県博物館協会理事        |
| 江崎善三郎 | 県文化協会会長         |
| 佐藤典子  | 県社会教育委員         |
| 野末威八  | 県立美術館友の会副会長     |
| 大場勝男  | 県議会企画生活文化委員会委員長 |
| 萩原昭子  | 県地域女性団体連絡協議会会長  |
| 松井純   | 静岡新聞社・SBS静岡放送社長 |
| 中山正邦  | 浜松商工会議所会頭       |
| 若林淳之  | 静岡大学名誉教授        |
| 岡本重温  | 静岡大学名誉教授        |

#### 専門委員

|     |        |
|-----|--------|
| 坂本満 | 聖徳大学教授 |
|-----|--------|

|      |            |
|------|------------|
| 武田恒夫 | 大手前女子大学教授  |
| 辻惟雄  | 多摩美術大学学長   |
| 藤枝晃雄 | 武蔵野美術大学教授  |
| 潮江宏三 | 京都市立芸術大学教授 |

#### 職員

|       |       |
|-------|-------|
| 館長    | 吉岡健二郎 |
| 副館長   | 澤田穆志  |
| 総務課長  | 山梨弘志  |
| 総務係長  | 興津幸男  |
| 主任    | 伊藤浩和  |
| 副主任   | 稲葉寿久  |
| 副主任   | 小嶋唯起子 |
| 管理係長  | 渡井健之  |
| 主任    | 森信広   |
| 主事    | 海野尋稔  |
| 学芸課長  | 小針由紀隆 |
| 主任学芸員 | 飯田真   |
| 主任学芸員 | 山下善也  |
| 主査    | 柏原幸泰  |
| 学芸員   | 南美幸   |
| 学芸員   | 堀切正人  |
| 学芸員   | 李美那   |
| 学芸員   | 新田建史  |
| 学芸員   | 泰井良代  |
| 学芸員   | 森充    |

#### 非常勤嘱託員及び臨時事務員

##### 非常勤嘱託員

|       |
|-------|
| 青山安代  |
| 飯田奈月  |
| 石垣裕美子 |
| 市川良子  |
| 清田香里  |
| 見城幸果  |
| 後藤百合子 |
| 齊藤香織  |
| 堤坂暁衣  |
| 島村未央  |
| 杉山由希子 |
| 鈴木貴子  |
| 鈴木英江  |
| 鈴木美加  |
| 常野恵   |
| 西ヶ谷育美 |
| 森竹由未子 |
| 西川奈緒子 |
| 渡邊理保子 |
| 小粥貴子  |
| 浮田千鈴  |

##### 臨時事務員

|      |     |
|------|-----|
| 大澤泉  | 里   |
| 長谷川由 | 千歳  |
| 望月千  | 久美子 |
| 白鳥久  | 美子  |
| 野村陽  | 子   |
| 小長井  | 美沙  |
| 鈴木美  | 幸   |
| 富山理  | 沙   |



## 建築・設備概要

### 建築概要

| 区分    | 本館  | ロダン館   |
|-------|---|--|
| 所在地   | 静岡市谷田53番2号  | 同左   |
| 敷地    | 県文化センター内(約120,000㎡)   | 同左   |
| 構造・規模 | 鉄骨鉄筋コンクリート造、地上2階建<br>建築面積：6,624.07㎡<br>延床面積：9,238.51㎡   | 鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)2階建<br>建築面積：2,391.25㎡<br>延床面積：3,204.36㎡  |
| 仕上    | 外壁：湿式磁器炉器質無釉タイル貼<br>屋根：緑青銅板大和葺アスファルト断熱防水<br>床：花崗岩高熱粗面仕上、タイルカーペット<br>長尺塩化ビニールシート貼<br>壁：安山岩「由良赤石」半磨仕上 | 外壁：花崗岩ジェットバーナー仕上、タイル貼、<br>タイル打込PC板、吹付タイル<br>屋根：カラーステンレス葺<br>トップライト(アルミ、複層ガラス)<br>床：タイルカーペット<br>壁：大理石、インド砂岩、クロス貼<br>天井：石綿吸音板、クロス貼、アルミルーバー |
| 工期    | 昭和59年3月～昭和60年8月   | 平成4年3月～平成5年11月   |

### 設備概要

| 区分   | 本館   | ロダン館   |
|------|--|--|
| 電気設備 | 受変電設備 受電電圧6,600V 60Hz 変圧器1 300KVA、3 400KVAモールド型  | 受変電設備 受電電圧6,600V 60Hz 1 280KVA、3 350KVA<br>最大電力800KW                                   |
|      | 発電設備 ディーゼル機関4サイクル6気筒、1,800rpm 出力300KVA 3 3W6,600V  | 発電設備 ディーゼル機関4サイクル6気筒、1,800rpm 出力200KVA 3 3W220V  |
|      | 蓄電池設備 キュービクル式直流電源装置、充電サイリスタ全自動整流器  | 蓄電池設備 屋外キュービクル式直流電源装置  |
|      | 弱电設備 舞台調光、舞台音響、ITV監視、入館者表示、映像資料(ビデオ)、電話、放送、電気時計、テレビ共聴  | 弱电設備 ITV監視、入館表示、ハイビジョン、電話、放送、トイレ呼出表示、調光、テレビ共聴  |
|      | 防災、防犯設備 警備センター集中監視複合盤(自火報、防排煙)、防犯非常錠制御盤、防災アンプ(180W)、ITV監視装置、地図式表示板   | 防災、防犯設備 同左   |
| 空調設備 | 熱源機器 直焚吸収冷温水発生機(150USRT・40USRT)、温水焚吸収冷温水機(30USRT)、空気熱源回収型スクリュウ式ヒートポンプ冷凍機(150USRT)、プレート式熱交換器(396,300Kcal/h) | 熱源機器 直焚吸収冷温水発生機(80USRT)2基、蒸気ボイラー(250kg/h)2基、空冷チラーユニット(4.39USRT)プレート式熱交換器(86,000Kcal/h) |
|      | 蓄熱槽 冷温水槽550㎡・55㎡、ソーラー用20㎡  | 冷温水クッションタンク 5㎡<br>冷水クッションタンク 1㎡  |
|      | ソーラーパネル 平板型672枚  |  |
|      | 空調和機 収蔵庫3系統、展示室2系統、県民ギャラリー1系統、その他4系統及びパッケージ型1台、ファンコイルユニット46台、他空冷ヒートポンプパッケージエアコン、ルームエアコン                    | 空調和機 収蔵庫3系統、展示室4系統、全熱交換器(3台)   |

| 区 分   | 本 館  | ロ ダ ン 館                  |                         |
|-------|------|--------------------------|-------------------------|
| 衛生設備  | 排煙機  | ロビー系統他 3系統3台             |                         |
|       | 給水設備 | 受水槽30㎡(二槽式)、高架水槽12㎡(二槽式) |                         |
|       | 排水設備 | 公共下水道に放流                 |                         |
|       | 消火設備 | 展示室、収蔵庫、ハロン消火設備その他屋内消火栓  |                         |
| 昇降機設備 | 身障者用 | 油圧式11人乗750kg             |                         |
|       | 荷物用  | 油圧式3,000kg               |                         |
|       |      | 排煙機                      | メイン展示室他2系統4台            |
|       |      | 給水設備                     | 空調用自動給水装置受水槽5㎡          |
|       |      | 排水設備                     | 公共下水道に放流                |
|       |      | 消火設備                     | 展示室、収蔵庫、ハロン消火設備その他屋外消火栓 |
|       |      | 身障者用                     | 油圧式23人乗1,500kg          |

### 建設工事費

|        | 本 館          | ロ ダ ン 館      |
|--------|--------------|--------------|
| 建 築    | 3,802,838 千円 | 3,415,995 千円 |
| 外 構    | 397,162      | 268,509      |
| プロムナード | 173,300      |              |
| 合 計    | 4,373,300    | 3,684,504    |

### 諸室概要

#### 本館

#### 実技室 (114㎡)

絵画彫刻等実技を伴う学習の場となる。その利用は、通年毎週3～4日の自由工房と不定期に行う技法セミナーや実技講座、ワークショップ等である。

#### 図書閲覧室 (約20席)

当館は図書資料の整備にも力を入れているが、これを一般の人々にも利用していただくよう設けられたものである。

学芸の書庫と隣接している。

閲覧室には、2台の端末が設置されており、パソコンを使った美術鑑賞ができるようになっている。

#### ビデオコーナー (15席)

2階に設けられており、開催している展覧会への導入部としての役割をビデオに行わせるというものである。企画展については展覧会ごとにビデオを作成し放映している。また会場構成が常設展を主体とする場合には、当館製作の郷土作家シリーズ(秋野不矩・北川民次・澤田政廣・芹沢銈介・曾宮一念・中村岳陵)や購入した美術シリーズの放映も行いたいと考えている。なお、ビデオの操作は一階にある学芸員室で行い、現在は自動でくり返し放映をしている。

#### レストラン (80席 198㎡)

レストラン「エスタ」E S T Aは、日本平ホテル直営のレストランで、ダッチコーヒー用のジャンボサイホンが設置してある。営業時間は10:00～18:00(金、土、日は20:00まで)。

#### ミュージアムショップ

展覧会図録、絵ハガキ、館蔵品目録等の美術館の刊行物、美術書等を販売する場所で、1階のエントラン

スホール内にある。静岡市内の書店3社による共同経営の形をとっている。

#### 諸室の配置

機能性を最重点に考慮して、学芸関係諸室の配置を考えた。まず、学芸員室と図書室が近いこと、次に搬入、収蔵、展示活動に便利な場所に学芸員室が配置されていることなどである。当然、写真撮影室や燻蒸室も学芸員室を中心として配置され、機能性を重視している。

#### 展示室 (7室 1,777㎡)

展示室は2階にあり、連続した7つの部屋から構成され、一部を常設展、一部を企画展とし、企画展の規模によって、自由に部屋を間仕切りして使用している。

展示室は、すべて壁付固定ガラスケースが配されている。また、このケースのすべての前面に移動パネルを設置できるようになっている。これにより全室ガラスケース展示が可能であり、逆に全室パネル展示も可能となる。自由に展示構成が考えられ、部屋の雰囲気が一変する。

このガラスケースには、ケース上部に三本、下部に一本の無紫外線蛍光灯があり、壁ごとに調光可能となっている。

また、パネル展示の場合には、このパネルに均一な照明がなされるよう、ライティング・ダクトが天井に配置してある。あわせて、こちらも壁ごとに調光できるようになっている。

#### 県民ギャラリー (2室 490㎡)

県民の創作活動の発表の場として、個展やグループ展に利用できる。上記展示室同様、可変照明設備、移動展示パネルが設けられている。

#### 講堂 (262席 305㎡)

来館者のオリエンテーション、講演会、映画会、小音楽会等、多目的に利用できる。

スライド映写機2台、16mm映写機2台を常備し、調光、音響調整の設備がある。

#### 講座室 (約30席 71㎡)

美術に関する講座を行う。常設展では、展示室ごとに各学芸員がテーマを持って各担当の展示をしているので、それに関連した内容の講座を行っている。企画展開催中は、担当学芸員が企画展に関する講座を通常行っている。

スライド映写設備、音響設備がある。

#### 託児・授乳室 (12.5㎡)

乳幼児を同伴しているため、十分に美術鑑賞ができない人の利便を図り、より多くの人に芸術文化に親しむ機会を提供するよう、託児・授乳室を開設した。

託児室 毎週土、日曜、祝日

10時30分～16時30分まで

2時間を限度

授乳室 開館日全て

10時～17時30分まで

(夜間開館日は20時まで)

#### ロダン館

##### ロダンフロア (1,461㎡)

高さ20mの天井部にはトッライトを設け、十分な自然光を取り入れることにより室内でありながら、さながら広場のような印象を与えるよう工夫されている。また、高低差のあるスキップ・フロアは、あらゆる角度から彫刻の鑑賞が可能であり、その周囲には高齢者や車椅子利用者が自由に移動できるよう、スロープを巡らしてある。冬季には空調による暖房に加え、電気ヒーター及び温水による床暖房も行っている。

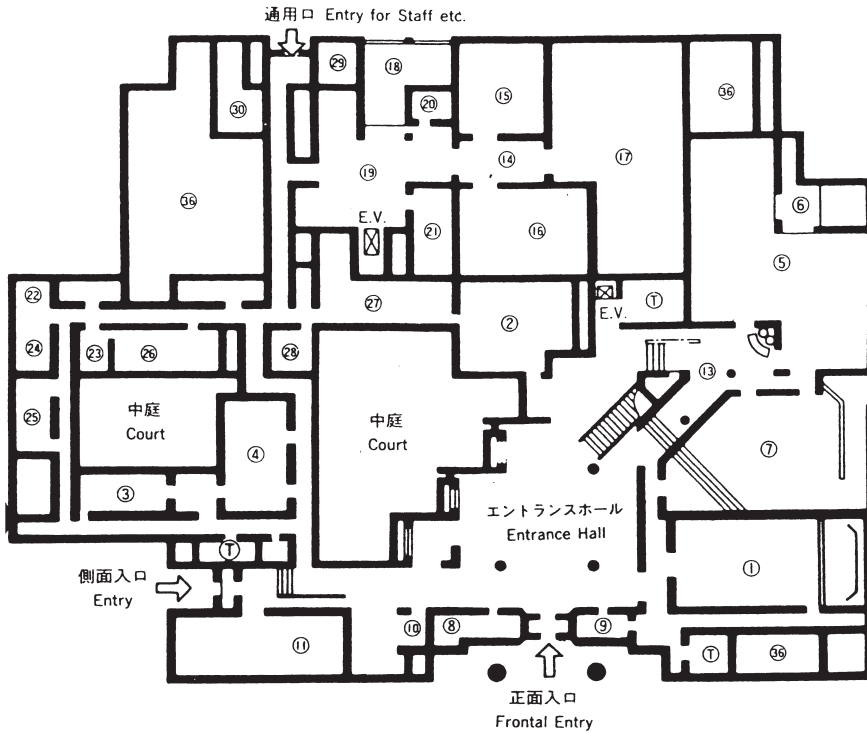
##### 展示室1 (98㎡)、展示室2 (149㎡)

ロダンに関する様々な情報を提供する部屋として、1階エントランスホールの両側に設けられている。構造的には、ロダンフロアと異なり天井高は標準的で、暖房は空調のみである。展示室1には、地獄門の鑄造過程の写真パネルやブロンズの製造過程を示す模型及びロダン写真資料(CD-room)検索システムが設置されている。また、展示室2にはロダン以前の彫刻等が展示されている。

##### ブリッジ・ギャラリー (276㎡)

本館とロダン館を接続するための通路を兼ねたブリッジ状の展示室で、ロダン以降、現代までの彫刻13点が展示されている。

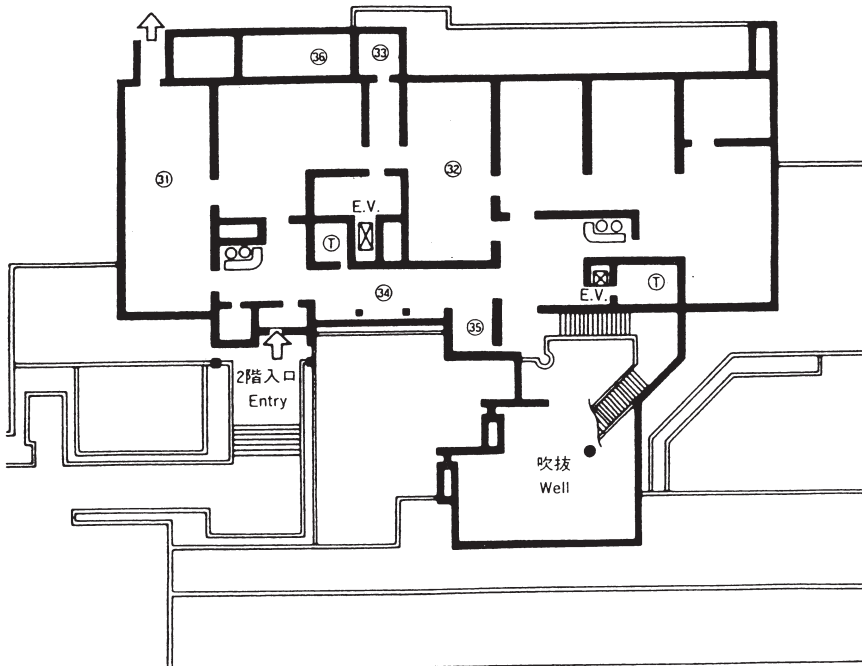
1階 First Floor



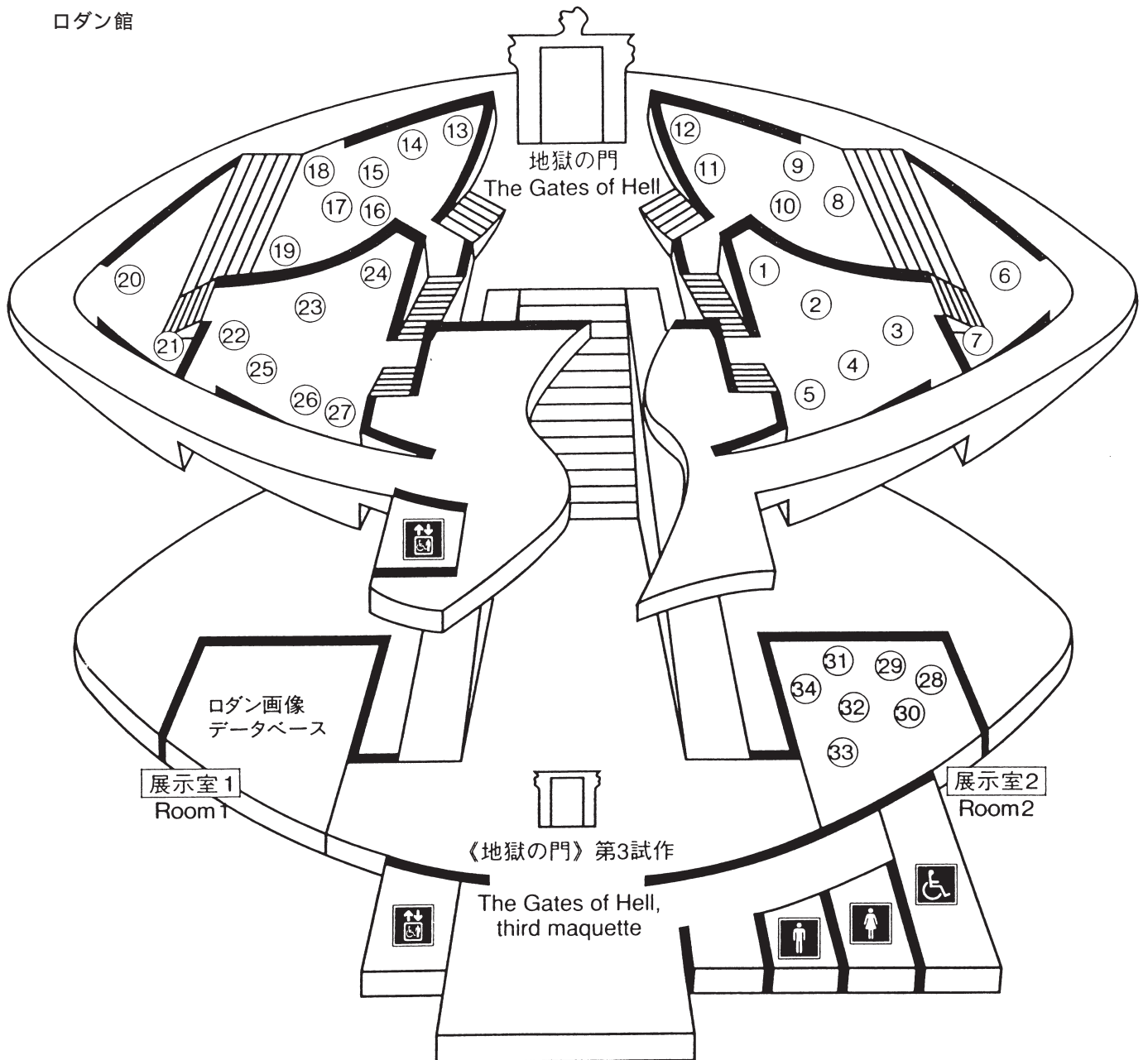
- ① 講堂 Auditorium
- ② 図書閲覧室 Library
- ③ 講座室 Lecture Room
- ④ 実技室 Atelier
- ⑤ 県民ギャラリー Gallery for Lending
- ⑥ ギャラリー搬入口 Delivery Room
- ⑦ 展示テラス Terrace for Sculpture
- ⑧ ボランティア室 Volunteer's Room
- ⑨ ロッカールーム Cloak Room
- ⑩ ミュージアムショップ Museum Shop

⑩ (次頁へ)

2階 Second Floor



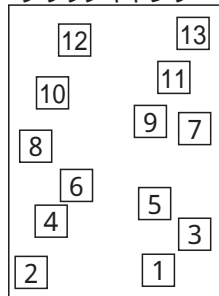
- ⑪ レストラン Restaurant
- ⑫ 託児・授乳室 Nursery
- ⑬ ギャラリー前ロビー Lobby
- ⑭ 収蔵庫前室 Storage Front
- ⑮ 収蔵庫1 Storage(1)
- ⑯ 収蔵庫2 Storage(2)
- ⑰ 収蔵庫3 Storage(3)
- ⑱ 搬入口 Delivery Room
- ⑲ 荷受室 Packing Room
- ⑳ 燻蒸室 Fumigation Room
- ㉑ 写真撮影室 Photo Studio
- ㉒ 館長室 Director's Room
- ㉓ 副館長室 Vice-Director's Room
- ㉔ 応接室 Reception Room
- ㉕ 会議室 Council Room
- ㉖ 事務室 General Affairs Section
- ㉗ 学芸員室 Curatorial Section
- ㉘ 修復室 Restoration Room
- ㉙ 警備員室 Guards Room
- ㉚ 中央監視室 Central Monitor Room
- ㉛ 常設展示室 Gallery for Permanent Collection
- ㉜ 企画展示室 Gallery for Loan Exhibition
- ㉝ ラウンジ Lounge
- ㉞ ロビー Lobby
- ㉟ ビデオコーナー Video Corner
- ㊱ 機械室 Machinery Room
- ㊲ ブリッジ・ギャラリー Bridge Gallery
- ㊳ トイレ W. C.
- E. V. エレベーター Elevator



ロダン, A

- ① 《カレールの市民》ジャン・デール
- ② 《カレールの市民》ジャン・ド・フィエンヌ
- ③ 《カレールの市民》ピエール・ド・ヴィッサン
- ④ 《カレールの市民》ジャック・ド・ヴィッサン
- ⑤ 《カレールの市民》アンドリュウ・ダンドル
- ⑥ 《カレールの市民》ユスターシュ・ド・サン=ピエール
- ⑦ 《カレールの市民》第一試作
- ⑧ ホイッスラーのためのミュージズ
- ⑨ 裸のバルザック
- ⑩ バルザックの頭部
- ⑪ 永遠の休息の精
- ⑫ 《永遠の休息の精》のトルソ
- ⑬ 《影》のトルソ
- ⑭ パオロとフランチェスカ
- ⑮ フギット・アモール
- ⑯ 《影》の頭部
- ⑰ 壺をもつカリアティード
- ⑱ シベール
- ⑲ 女のケンタウロスのトルソと絶望する若者  
女のケンタウロスと女のトルソ  
女のケンタウロスとイリスのためのトルソ
- ⑳ 考える人

ブリッジギャラリー



- ㉑ バッカス祭
- ㉒ 《ラ・フランス》習作
- ㉓ バスティアン=ルパージュ
- ㉔ ヴィクトリア・アンド・アルバートと  
呼ばれる女のトルソ
- ㉕ クロード・ロラン
- ㉖ ボードレールの頭部
- ㉗ 花子のマスク

展示室 2

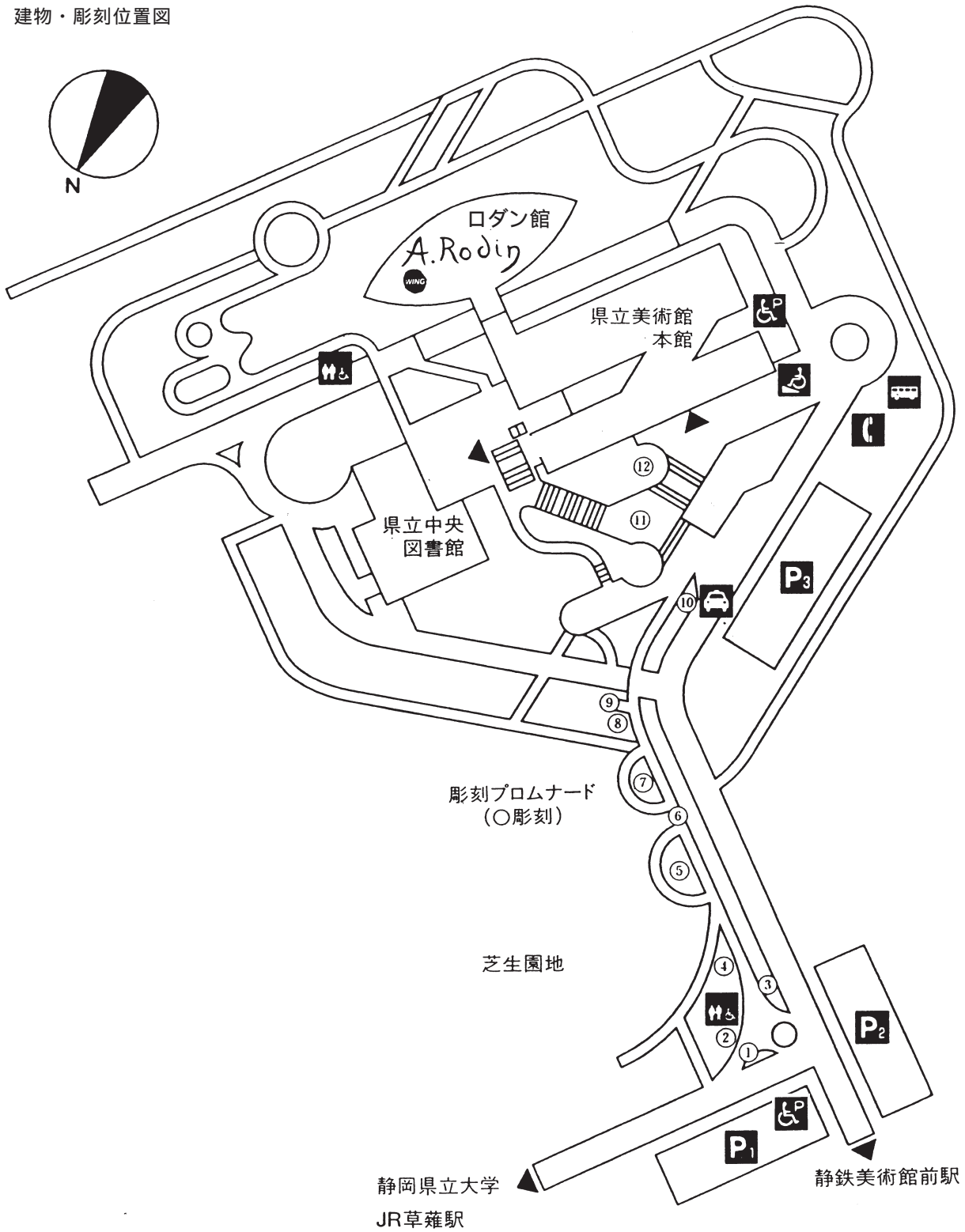
- ㉘ カルポー, J.B./ナポリの漁師の少年

- ㉙ カリエ=ベルーズ, A.E./  
ニンフを連れ去るサテュロス
- ㉚ ロダン, A./バラの髪飾りの少女
- ㉛ カルポー, J.B./悲しみの聖母
- ㉜ ダルー, A.J./乳を与えるパリの女
- ㉝ フレミエ, E./蛇使い
- ㉞ バリー, A.L./ライオンと蛇

ブリッジ・ギャラリー

- ① ゴーギャン, P./オヴィリ
- ② バルラッハ, E./読書する僧たちⅢ
- ③ ムーア, H./横たわる人体
- ④ レームブルック, W./女のトルソ
- ⑤ ジャコメッティ, A./横たわる女
- ⑥ アーキベンコ, A./《化粧する女》習作
- ⑦ ブランクーシ, C./ボガニー嬢Ⅱ
- ⑧ リブシツ, J./母と子
- ⑨ ロッソ, M./病める男
- ⑩ プールデル, E.A./アポロンの首
- ⑪ プールデル, E.A./ロダンの肖像
- ⑫ マイヨール, A./《イル・ド・フランス》  
のトルソ
- ⑬ クローデル, C./波

建物・彫刻位置図



- ① 杉村孝《しゃぐじんシリーズによる》
- ② J. ロザティ《アークII》
- ③ 舟越保武《杏》
- ④ 山口牧生《四角柱と丸い石》
- ⑤ 清水九兵衛《地簪》
- ⑥ 掛井五郎《蝶》
- ⑦ 大西清澄《涛の塔》
- ⑧ 鈴木久雄《風化儀式V-相関体》
- ⑨ 佐藤忠良《みどり》
- ⑩ 柳原義達《道標・鳩》
- ⑪ T. スミス《アマリリス》
- ⑫ G. リッキー《四つの旋回する斜線-菱形II》
- ⑬ 増田幸雄《風に吹かれて》
- ⑭ 内田晴之《異・空間》

# 利用案内

開館時間 午前10時～午後5時30分  
(入館は午後5時)

【夜間開館】5月から9月までの毎週土曜日、午後8時まで開館  
(入館は午後7時30分)

休館日 毎週月曜日(但し、祝日、振替休日の場合は開館し、翌日休館) / 年末・年始 / その他くん蒸などのための休館日

収蔵品展観覧料

観覧料 / 一般300円(団体200円)  
 / 小・中・高生は無料

企画展観覧料 \*収蔵品展も合わせてご覧いただけます。

| 展覧会名       | 一般・大学         | 小・中・高生       |
|------------|---------------|--------------|
| 口ダシと日本     | 1000円<br>800円 | 500円<br>400円 |
| ザ・ベスト展2001 | 300円<br>200円  | -<br>-       |
| 田中敦子展      | 800円<br>600円  | 400円<br>300円 |
| 描かれた東海道    | 800円<br>600円  | 400円<br>300円 |
| 古代エジプト文明展  | 1200円<br>900円 | 500円<br>400円 |
| 静岡ゆかりの画家たち | 600円<br>400円  | 300円<br>200円 |

内は団体(20名様以上)及び前売料金

\*身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方は、企画展、収蔵品展とも無料でご覧いただけます。

\*70歳以上の方は、企画展、収蔵品展とも無料でご覧いただけます。

施設使用料

(1) 県民ギャラリー

| 利用区分        |          | 使用料<br>10時～17時30分 |
|-------------|----------|-------------------|
| 入場料を徴収する場合  | 県民ギャラリーA | 17,100円           |
|             | 県民ギャラリーB | 12,900円           |
| 入場料を徴収しない場合 | 県民ギャラリーA | 11,400円           |
|             | 県民ギャラリーB | 8,600円            |

(2) 講堂

| 使用料        |            |            |
|------------|------------|------------|
| 午前         | 午後         | 全日         |
| 10時～12時30分 | 13時～17時30分 | 10時～17時30分 |
| 8,900円     | 14,250円    | 23,150円    |

交通案内 JR「草薙駅」からバス「県立美術館ゆき」で約6分

静鉄「県立美術館前駅」から徒歩約15分

JR「静岡駅南口」からタクシー約15分

美術館所在地 〒422-8002 静岡市谷田53-2

電話番号 総務課 054-263-5755  
学芸課 054-263-5857  
FAX 054-263-5742  
美術館友の会事務局 054-264-0897  
ミュージアムショップ 054-264-8926  
レストラン「エスタ」 054-262-4226

